

# **平成20年度の保険料の賦課について**

**平成20年7月**

**埼玉県後期高齢者医療広域連合**

## 目次

<b>1 保険料率</b>	<b>P2</b>
<b>2 確定賦課の内容</b>	<b>P2</b>
<b>3 被保険者の分布図</b>	<b>P3</b>
<b>4 保険料の軽減措置</b>	<b>P5</b>

## 1 保険料率

後期高齢者医療では、2年間を通じて財政の均衡を保つことになっており、平成20年度・21年度は同一の保険料率である。

(1)均等割額 42,530円

(2)所得割率 7,96%

## 2 確定賦課の内容

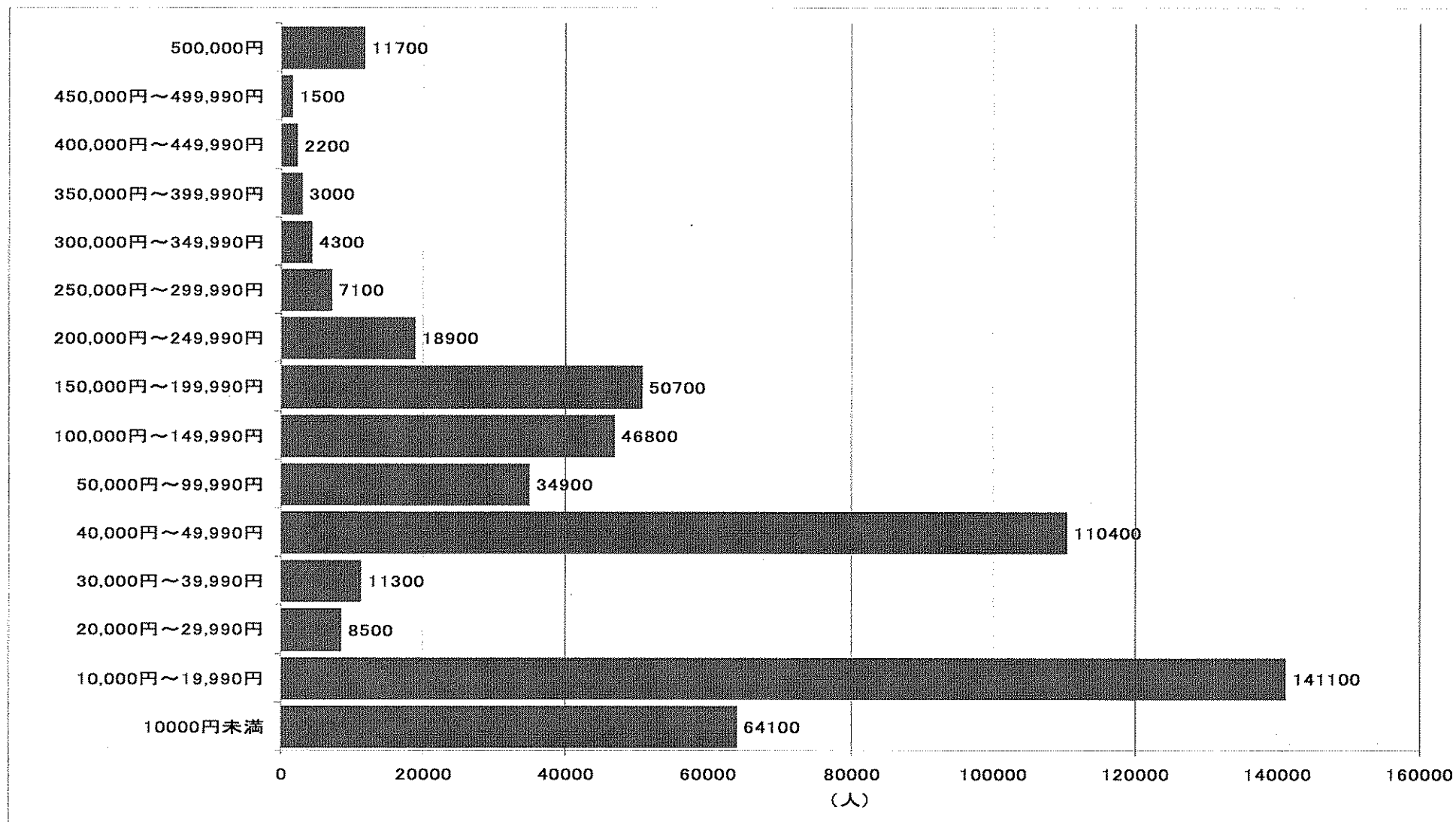
(1)賦課総額 40,392,607千円

(2)賦課人数 516千人

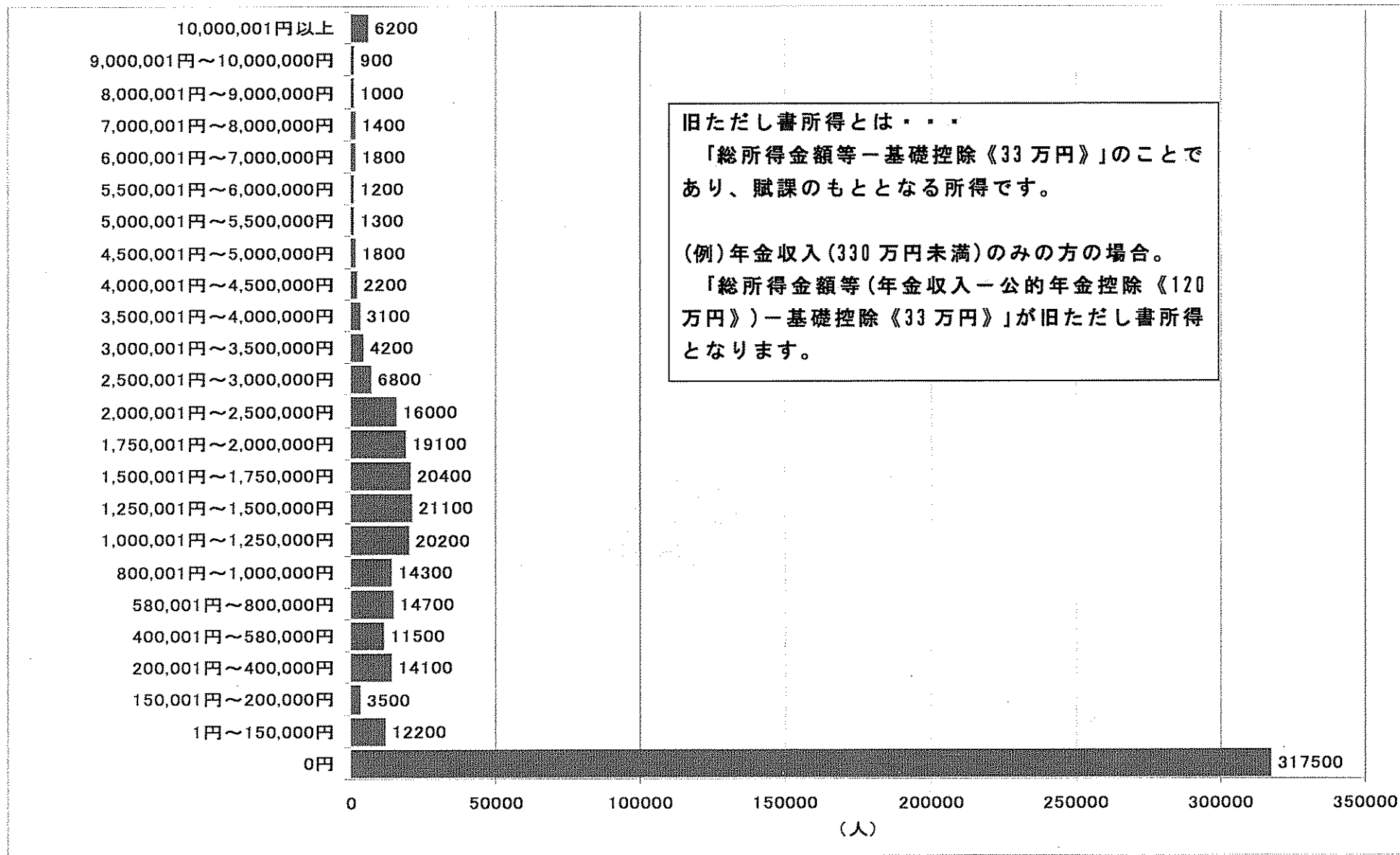
(3)一人当たり賦課額 78,220円

### 3 被保険者の分布図

#### (1) 年保険料額別人数



(2) 旧ただし書所得額別人数



## 4 保険料の軽減措置

### (1) 低所得者の軽減措置

○所得が一定額以下の被保険者の保険料のうち均等割について、7・5・2割の軽減措置を講じる。

○上記の軽減措置による財源は、埼玉県(3/4)、市町村(1/4)が負担する。

#### 軽減賦課の状況

	対象者数	軽減額
7割軽減	144千人	4,271,951千円
5割軽減	10千人	207,453千円
2割軽減	29千人	244,247千円
合計	183千人	4,723,651千円

### (2) 被用者保険の被扶養者への対応

○被用者保険の被扶養者の保険料は、資格取得日から2年間、均等割を5割軽減、所得割は課さない。

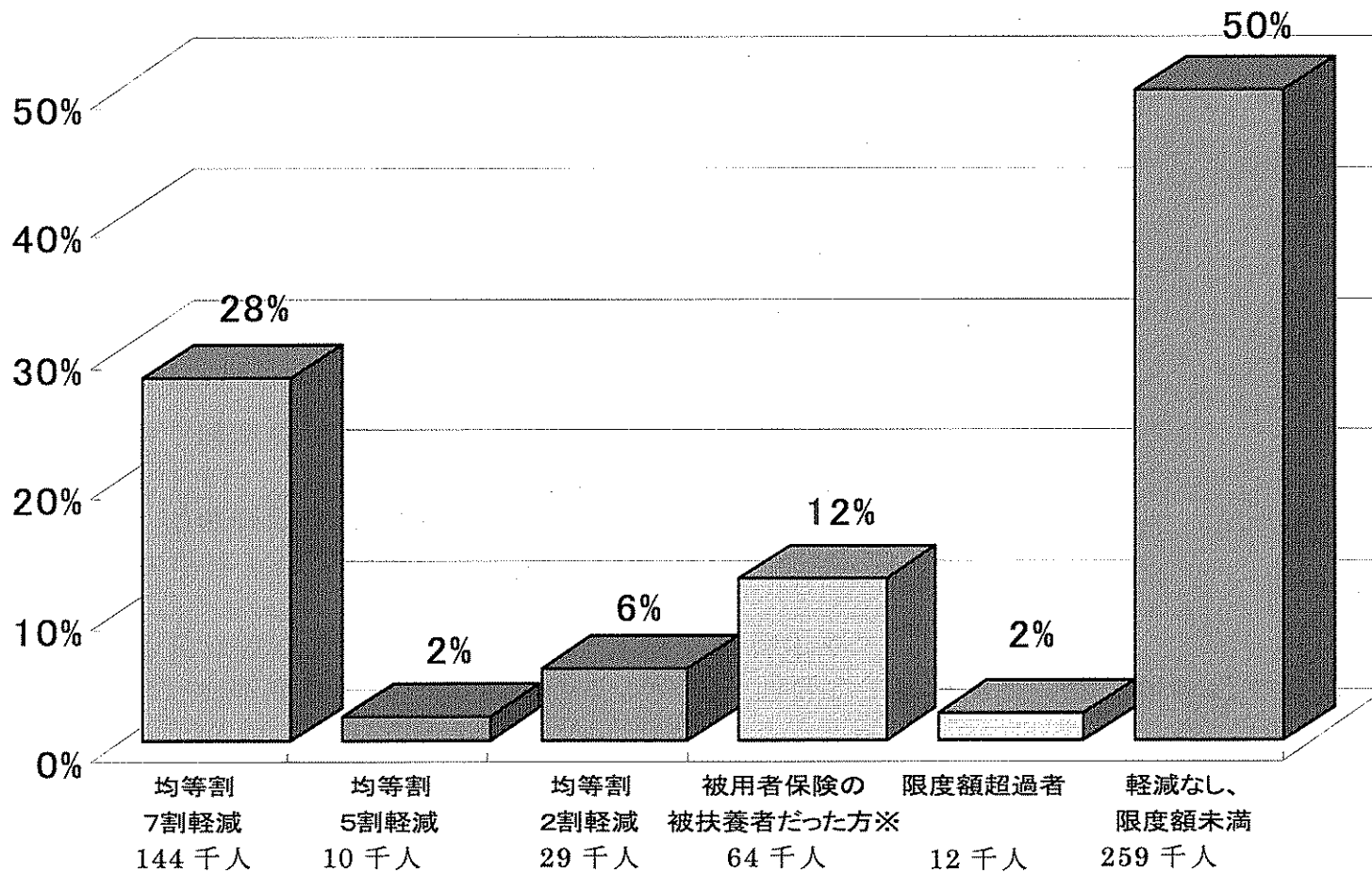
○上記の措置に係る財源は、埼玉県(3/4)、市町村(1/4)が負担する。

○さらに、激変緩和措置として、均等割について、平成20年4月から6ヵ月間は全額免除、その後の6ヵ月間は9割を軽減する。平成21年4月からは、均等割5割軽減、所得割は課さない対策を講じることとなった。

○上記の激変緩和措置における財源は、全額国費で対応する。

○平成20年度における被用者保険の被扶養者は、64千人

# 被保険者の保険料軽減割合等の割合



※被用者保険の被扶養者だった方は所得割なし、均等割一律 2,120 円 (本来の均等割の 1/20)。

### (3)療養の給付費等の額が著しく低い地域に居住する被保険者の保険料の不均一賦課

○広域連合の区域のうち、平成15～17年度までの間の当該市町村の1人あたり老人医療給付費が、広域連合内の1人あたり平均老人医療給付費に対して、20%以上低く乖離している特定市町村に住所を有する被保険者の保険料率を減額する激変緩和措置を講じる。

○該当する市町村は、「小鹿野町」の1団体。

○激変緩和の期間は、平成20年度～25年度までの6年間とし、広域連合の均一保険料率に対して、2年ごとに平均医療給付費との差について、3/6、2/6、1/6を軽減する。

○平成20年度・21年度における小鹿野町の保険料率は・・・  
均等割額35,760円、所得割率6.70%とする。

○激変緩和措置に伴う財政負担は、国(1/2)、埼玉県(1/2)が負担する。

#### 不均一賦課の状況

団体名	乖離率	20・21年度の賦課率	対象者数	軽減額
小鹿野町	31.80%	84.10%	2千人	14,286千円

### (4)保険料の各種軽減措置の合計(平成20年度)

項目	対象者数	軽減額
均等割軽減	183千人	4,723,651千円
被用者保険被扶養者の軽減	64千人	2,588,038千円
平均医療給付費が20%下回る地域の軽減	2千人	14,286千円
合計	248千人	7,325,975千円